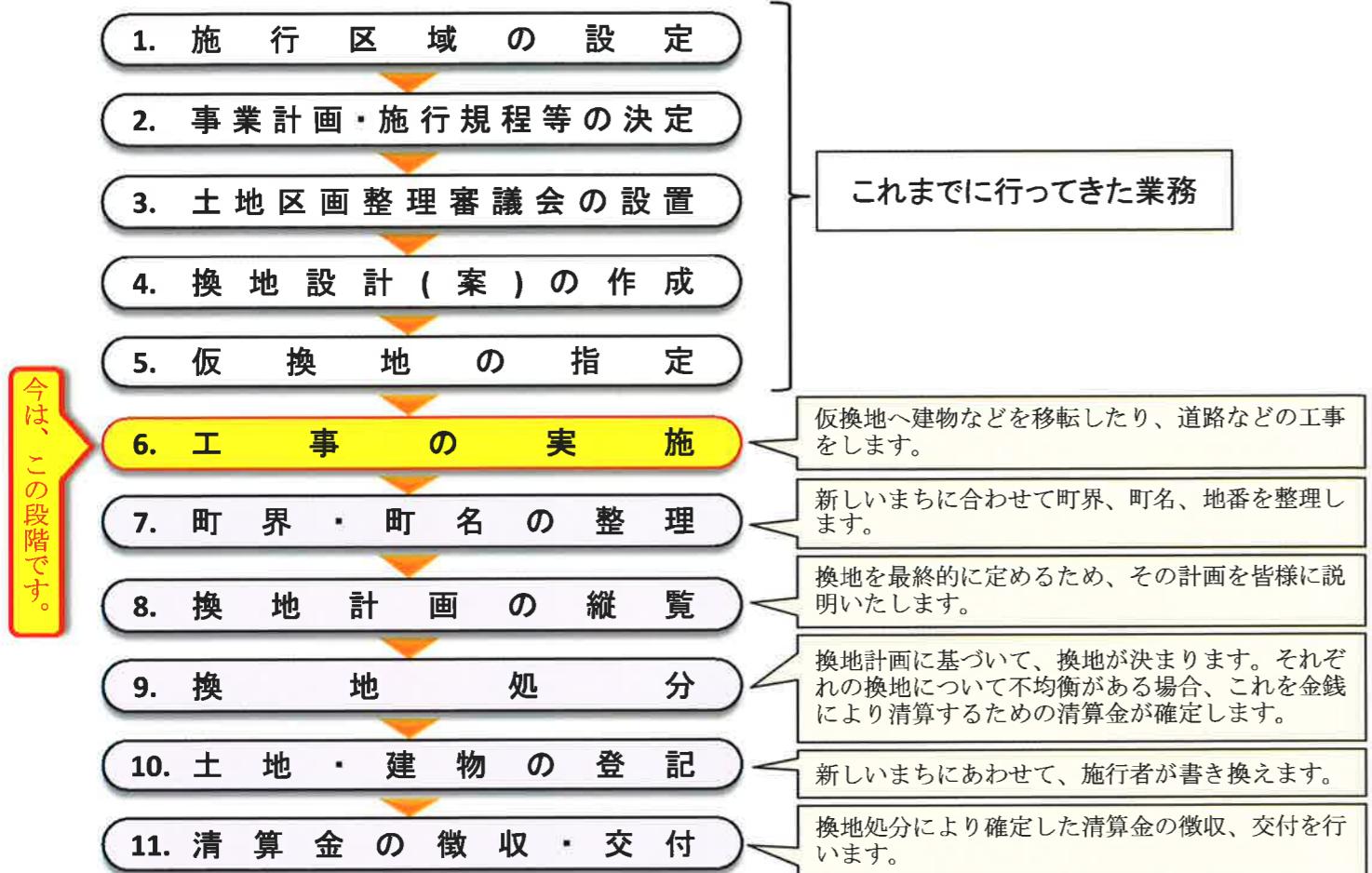


|                       |  |
|-----------------------|--|
| ● 施行者 : 浦添市           | ● 施行期間 : 平成4年度から<br>平成35年度まで(予定)<br>※事業の進捗状況によっては、期間の変更もあり得ます。 |
| ● 都市計画決定 : 平成3年9月27日  | ● 総事業費 : 約358億円  |
| ● 事業計画決定 : 平成4年6月16日  | ● 平均減歩率 : 31.08%   |
| ● 仮換地指定日 : 平成10年3月23日 | ● 施行面積 : 82.4ha  |

## 1. 土地区画整理事業のながれ



## 2. 土地売買等について

特別の制約はありませんが、土地区画整理事業区域内の土地にはいろいろ複雑な要素が含まれていますので、売買の際には是非浦添市にご相談下さい。

\*権利の変更、住所変更等がある場合は、早めに連絡をお願いします。

\*今後新たに公共施設及び利便施設の整備等が生じた場合、土地区画整理事業区域内の土地評価を与える可能性も考えられます。

## 3. 住宅の新築などについて

浦添南第一土地区画整理事業中に次の行為をしようとする時は、市長の許可が必要になります。  
(土地区画整理事業法第76条：建築行為等の制限)

- 土地の区画形質の変更(例：土砂のたい積、堀さく)
- 建築物その他工作物の新築、改築、増築(例：住宅、物置、車庫、土止め等)
- 移動の容易でない物件の設置またはたい積(例：重量5トン以上のもの)

\*使用収益開始通知を受けた土地についても同じ許可が必要です。

## 4. 土地の分筆等について

浦添南第一土地区画整理事業区域内の土地で分筆等を行う場合は、浦添市への届出が必要になりますので是非浦添市にご相談下さい。

## 5. 減免申請について

賦課期日現在、土地区画整理事業による事業施行上やむを得ない理由によりまたは収益を開始することができない固定資産税に関しては、減免の対象となる場合がありますので、区画整理課までご相談下さい。

\*浦添南第一土地区画整理事業区域内の土地は減歩された面積で課税されています。

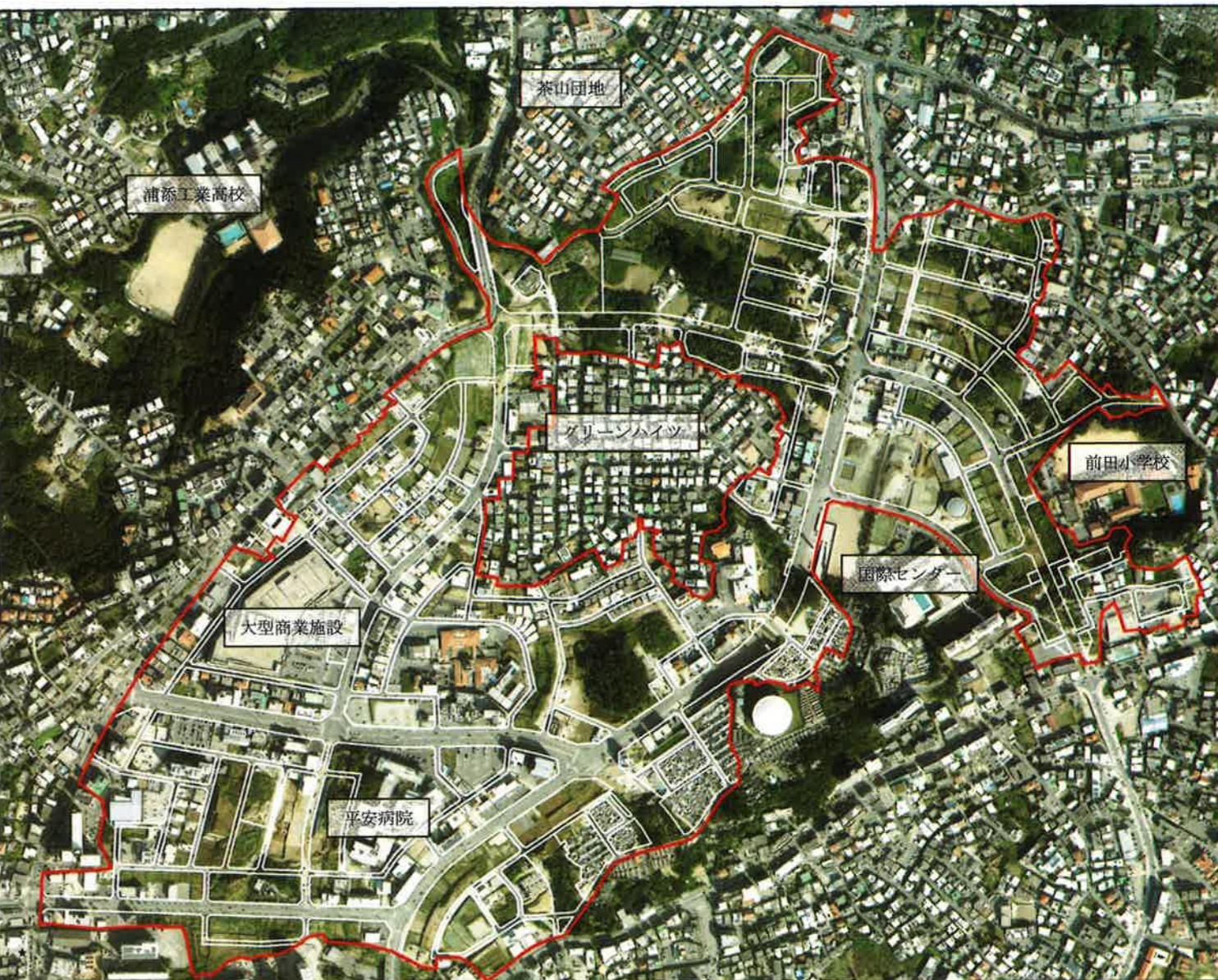
# 浦添南第一地区

# 区画整理だより

平成30年6月作成

第8号

浦添市都市建設部区画整理課  
電話 876-1234(内4213)



# 那覇広域都市計画事業浦添南第一土地区画整理事業

平成30年6月作成

凡例

| 整備年度 |                                    |
|------|------------------------------------|
|      | 整備済み                               |
|      | H30・31年度整備予定<br>※使用収益開始の年度ではありません。 |

